

消防用設備等点検業務委託処理要領（南部）

第 1 設備の維持・管理の目的

別紙 2 に掲げる道立学校（以下「委託対象校」という。）に設置する消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の 2 第 2 項に規定する消防用設備及び建築基準法施行令第112条第 1 項、に規定する防火シャッター設備及び防火戸（以下「防火シャッター等設備」という。）の点検業務を実施し、消防用設備及び防火シャッター等設備の正常な維持管理を図ることを目的とする。

第 2 点検等の内容及び方法

- 1 点検は、委託期間内に総合点検及び機器点検を各 1 回、計 2 回実施することとする。
- 2 消防用設備等の種類並びに点検の内容及び方法は、次のとおりとする。
 なお、委託期間内における誤作動等、当該委託対象校の校長から連絡があった場合は、現場等において、その措置について、速やかに指導・助言を行うものとする。

種 類	内容及び方法	総合点検		機器点検
		総合	機器	機器
1	消 火 器 具		○	○
2	屋 内 消 火 栓 設 備	○	○	○
3	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	○	○	○
4	自 動 火 災 報 知 設 備	○	○	○
5	非 常 放 送 設 備	○	○	○
6	漏 電 火 災 警 報 器	○	○	○
7	避 難 器 具	○	○	○
8	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識		○	○
9	非常電源	○	○	○
	非常電源専用受電設備又は蓄電設備			
	自家発電設備	○	○	○
10	防 火 シ ャ ッ タ ー 等 設 備	○	○	○

第 3 点検の実施

- 1 受託者は、点検業務実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。
 なお、点検業務実施計画書の作成に当たっては、あらかじめ点検月日、時間等について、委託対象校と打合わせをし、調整した上で作成することとする。
- 2 委託者は、受託者から提出のあった点検業務実施計画書に基づき、委託対象校に点検業務の実施計画を通知し、点検業務が円滑に実施されるようにするものとする。
- 3 委託対象校は、受託者から業務担当技術者が派遣されたときは、点検業務を実施する際、消防用設備配置図及び防火シャッター設備配置図を提出するとともに、業務担当技術者の行う点検業務を確認するものとする。
- 4 委託者は、点検の対象に変更が生じたときは、その都度、受託者に通知するものとする。

第4 点検の基準

受託者が行う消防用設備等の点検技術基準は、昭和50年10月16日消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」に規定する点検票（以下「点検票」という。）及び防火シャッター等点検票（別紙3）による。

第5 点検の結果

- 1 業務担当技術者は、点検を終了したときは、消防用設備等点検結果報告書（別紙4）（以下「点検結果報告書」という。）、点検票及び委託者が別に定める「防火シャッター等点検票（別紙3）」を各2部作成し、その1部を委託対象校に提出するとともに、委託対象校に備付けの防火管理維持台帳に点検の結果及び措置内容を記録するものとする。
- 2 業務担当技術者は、点検業務を実施した結果及び防火管理維持台帳の記録について、委託対象校の防火管理者及び事務長の確認を受け、当該事務長から消防用設備等点検確認書（別紙5）2部の提出を受けるものとする。
また、消防用設備等に不備不調があるときは、業務担当技術者は点検票に付記するとともに、委託対象校にその内容を十分に説明し、改善措置等の指導を行うものとする。
- 3 総合点検にてホース耐圧試験を実施した場合、「点検票」の備考欄に放水場所について記載するものとする。

第6 点検結果の報告等

受託者は、点検終了後、次の関係書類各1部を委託者に提出するものとする。

- 1 点検票、「防火シャッター等点検票」（別紙3）
- 2 点検結果報告書（別紙4）
- 3 消防用設備等点検確認書（別紙5）